

官報

号外 昭和五十八年十月四日

○第百回 衆議院會議録 第七号

昭和五十八年十月四日(火曜日)

議事日程 第五号

昭和五十八年十月四日
午後一時開議

第一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めめるの件
- 公正取引委員会委員任命につき同意を求めめるの件
- 公考健康被害補償不服審査委員会委員任命につき同意を求めめるの件
- 日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めめるの件
- 中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めめるの件
- 運輸審議会委員任命につき同意を求めめるの件
- 日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めめるの件
- 日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めめるの件
- 労働保険審査委員会委員任命につき同意を求めめるの件

への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
公職選挙法の一部を改正する法律案(天野公義君外七名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(福田一君) これより會議を開きます。

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めめるの件

公正取引委員会委員任命につき同意を求めめるの件

公考健康被害補償不服審査委員会委員任命につき同意を求めめるの件

日本銀行政策委員会委員任命につき同意を求めめるの件

中央社会保険医療協議会委員任命につき同意を求めめるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めめるの件

日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めめるの件

日本電信電話公社経営委員会委員任命につき同意を求めめるの件

労働保険審査委員会委員任命につき同意を求めめるの件

○議長(福田一君) お諮りいたします。

内閣から、

宇宙開発委員会委員に大塚茂君を、

公正取引委員会委員に宗像善俊君を、

公考健康被害補償不服審査委員会に神孝悌君及び首尾木一君を、

日本銀行政策委員会委員に武田誠三君を、

中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君を、

運輸審議会委員に国島文彦君及び降矢敏雄君を、

日本放送協会経営委員会委員に大見正俊君、竹田弘太郎君及び横哲夫君を、

日本電信電話公社経営委員会委員に横田郁君及び吉國一郎君を、

労働保険審査委員会委員に北村孝生君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

まず、宇宙開発委員会委員、公正取引委員会委員、日本銀行政策委員会委員、運輸審議会委員、日本放送協会経営委員会委員及び日本電信電話公社経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(福田一君) 起立多数。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、公考健康被害補償不服審査委員会委員、中央社会保険医療協議会委員及び労働保険審査委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(福田一君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも同意を与えるに決しました。

日程第一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(福田一君) 日程第一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長森美秀君。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔森美秀君登壇〕

○森美秀君 たいだいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先般、国際通貨基金において、現下の債務累積

昭和五十八年十月四日 衆議院会議録第七号

公職選挙法の一部を改正する法律案についての天野公義君の趣旨説明 公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐藤観樹君の質疑

八〇

問題等に対処し、国際通貨金融体制の安定を図るため、その資金基盤を強化する必要があることから、その出資総額を現行の約六百十一億特別引出権から約九百億特別引出権へと、約四七〇億増資することが合意されました。

本法律案は、これに伴い、わが国が同基金に対する出資の額の増額に因ずるための措置を講ずるもので、その内容は、政府が同基金に出資することができる金額の範囲を、現行の二十四億八千八百五十万特別引出権から四十二億二千三百三十万特別引出権に、約七〇〇億引き上げようとするものであります。これにより追加出資されず額は、十七億三千四百八十万特別引出権であります。

本案につきましては、九月三十日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後討論の申し出もなく、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(福田一君) 採決いたします。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(福田一君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

案につきまして、その趣旨と内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、最近の選挙の実情にかんがみ、選挙制度の改善を図るとともに、金のかからない選挙の実現に資するため、選挙運動期間の短縮、立候補届け出期間の短縮、経歴放送の回数増加及び立会演説会制度の廃止その他所要の改正を行うこととするものであります。

次に、この法律案の内容の概略について御説明申し上げます。

第一は、最近の選挙の実情にかんがみ、各選挙の選挙運動期間を短縮することとし、衆議院議員の選挙については二十日間を十五日間に、参議院議員の選挙については二十三日間を十八日間に、都道府県の議会の議員の選挙については十二日間を九日間に、都道府県知事の選挙については二十五日間を二十日間に、指定都市の議会の議員の選挙については十二日間を九日間に、指定都市の長の選挙については二十日間を十五日間に、指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙については十日間を七日間に、町村の議会の議員及び長の選挙については七日間を五日間にそれぞれ改めることとしたしております。

第二は、選挙運動期間の短縮に合わせて立候補届け出期間を現行の二日間から一日間とし、また、選挙公報の掲載文の申請期間も現行の四日間から二日間を短縮することとしたしております。

第三は、連呼行為、街頭演説及び街頭政談演説を行うことができる時間について、現行の午前七時から午後八時までを、午前八時から午後八時までとするものとしております。

第四は、経歴放送に関する事項についてであります。衆議院議員、参議院選挙区選出議員及び都道府県知事の選挙においては、新たに、日本放送協会によるテレビジョンの経歴放送を候補者一人について一回行うこととしております。

第五は、立会演説会に関する事項であります。最近の立会演説会の実態にかんがみ、この際

立会演説会の制度を廃止することとしたしております。

最後に、この法律は公布の日から施行することとし、衆議院議員及び参議院議員の選挙については施行日以後初めて行われる選挙から、その他の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後行われる選挙から適用することとしたしております。

以上が、この法律案の趣旨と内容の概略であります。(拍手)

公職選挙法の一部を改正する法律案(天野公義君外七名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(福田一君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。佐藤観樹君。

〔佐藤観樹君登壇〕
○佐藤観樹君 私は、日本社会党を代表して、ただいま御提案のごさいました自民党案に対して、反対の立場から、選挙運動と民主主義のあり方、日本の政治の浄化について、八点ばかり質問をしてみたいと思っております。

近代の民主主義社会におきましては代議制度をとるわけでございますから、選挙法というのは有権者の方々と議会とを結ぶパイプの役でございます。選挙法が一定のルールの中でどれだけ自由選挙運動ができるかどうか、これはいわば民主主義がどれだけ徹底しているかのバロメーターになるわけでございまして、その意味では、この観点に立って、いま御提案がございましては、この観点で規制規制、選挙運動を厳しく制限することになるわけでございまして、私は残念ながら、自由民主党と名乗りながら民主主義を後退をさしていく法案はないかと言わざるを得ないのでございまして。(拍手)

特に、御列席の議員の皆さん方に御注意をいたさなければいけません。私たちが、国民を代表する、法案を審議をする、賛否を明らかにする

る権限を与えられております。税金なりあるいは年金の法案なりは確かにそういう立場でございませうけれども、選挙法につきましては、私は特殊な立場にあると思っております。選挙法というのは、いわば私たちが審判をされる側でございまして、審判をする側の国民とはいわば選挙法を境にして相對峙する関係になるわけでございまして、審判をする方の有権者、国民の皆さん方がどう思っているかということについて十分認識をしながら法案を扱わなければならぬと思っております。

〔拍手〕議員の皆さん方が、私も含め、なるべく楽でいい、あるいは心理的になるべく日数を少なくして、そして楽な選挙をやろうという観点だけでこの法案というものを論じてはならぬと思っております。十分にひとつ審判を下す国民の側の意見を聞きながら、この法案を考えるべきだと思っております。

まず第一点、お伺いをしたいのでありますけれども、十一月解散、十二月選挙ということがほぼ政界の中では常識化しているときに、その直前に選挙法を改正するということは一体どういうことなのか。私は、これはロッキード隠しじやないのか、自民党さんは、なるべく選挙運動を短くして、批判をされる日数を減らしたり、立会演説会で自分の党から、私は田中派じゃありませんと言って、攻撃を受ける、この機会をなくしてこうというのでは、これは選挙を直前にしてこんな選挙法の改正をするというその真意について、私はもう一度御説明をいただきたいと思っております。

第二番目の質問は、自民党さんがこのような選挙法の改正を言っておられる前に、私はこれは七月の臨時国会のときに申し上げましたけれども、十年來いろいろ積み残している問題があるわけではございません。たとえ参議院の定数は正の問題でございませう。今度の参議院選挙でも、十六万票で当選をいたしましたけれども、六十四万票近くで落ちられたと

いう方もいらっしゃる。いまや神奈川県と鳥取県との人口の比率というのは一対五・五六倍、つまり、鳥取の方々の政治的な権力というのは五・五六倍になっているということだ。これを裁断がどうか、裁判によって改正をするというところではなくて、私は判決など以前の問題だと思わなければならない。

大変手前みそでございませうけれども、私の愛知県は人口が六百二十万でございませう。定数三名です。北海道は、人口が愛知県より少ない五百六十万でございませうが、定数は四名でございませう。神奈川県は、六百九十万近く人口があるわけでございますけれども、定数は二名でございませう。これをいつまでも放置をして本当に正しい民主的な政治というものができるとかどうなのか、このことは皆さん方もよく御承知だと思わなければなりません。現定数の中で参議院議員の定数は正をやるのかどうなのかも含めて、自民党は、この十年来の定数は正について一体どうしようふにこれから定数は正を固めていこうとするのか、日程的なめどを国民の前に私は明らかにすべきであると思わなければならない。

もう一つ残っている問題は、初めて行われた比例代表制の選挙運動の問題でございませう。これは法案審議の中でもいふと議論がございませうけれども、せめて候補者あるいは名簿登載者に車一台街頭で訴える機会があってもいいのではないかと、あるいは推薦はがきも一定の枚数はあってもいいのではないかと、あるいは私が出ておられますということを示すポスターというものが若干なりともあってもいいのではないかと、もう少し拡大をして、公営の選挙の中でこういった政党の支持を訴える手段というものがもう少しあってもいいのではないかと、今度の参議院選挙の比例代表制でもあったと思うのであります。鉄は熱いうちに打てと申すけれども、選挙が終わって、そしていろいろな論点が出たときに、私は、なるべく

早くこういったものを改正をしていくべきだと思わなければならない。提案者自民党の方のお考えと、この改正の時的なめどについて御意見を伺っておきたいと思わなければならない。

その次に、本案の中身の問題でございませうけれども、日数の問題、確かに衆議院の場合には、昭和三十三年から今日まで二十五年間、二十日間の選挙運動が行われてまいりました。そして、その前には五日間二回縮めてまいりましたわけでございますが、だからといって二十日間を直ちに十五日間にしていいということにはならないと私は思うのであります。第一、北海道のように大変広いところを十五日間でやれということ、有権者との間で接点が大変少なくなるわけでございます。しかも、短くなればなるほど選挙の前に事前運動をやっていかねばならぬ。この事前運動というのは、選挙法の中では大変霧の中でございませう、どこまでが事前運動か、これは結局警察の判断によらなければいかぬ。選挙というものが絶えず警察の監視のもとにやられるという、私は決して好ましいことにならないのではないかと、私は決して五日間でやれということになりませう、日曜日が全く入らない。もう働いている方々は候補者の顔を見るチャンスもほとんどないというふうな、こういった選挙法で果たしていいのかどうか。また、選挙運動時間にしたしても、朝の七時を八時というところ、ございませうけれども、いま、御存じのように日本の社会の中で大きく出ておられますことは、住んでいらっしゃるのと職場のうちのものが一致をしない。八千三百万有権者のうちのどのくらいが一致をしないか、これは数字的にははっきりいたしませんけれども、かなりの勤労者の方々は職住分離の状況でございませう、また、共稼ぎで昼間ほとんどいない。自分の住んでいるところの候補者にほとんど接する機会がない。これを朝八時などとしたら、もう有権者の方々は候補者とほとんど接する機会がなしに

やらなければならぬ、こういうことになってくるわけでございます。私たちは、これはきわめて大変な問題だと思わなければならぬ。一体こんなことをやって、有権者から棄権という大変なしっぺ返しを食うのではないかと。そうじゃなくても棄権が大変ふえているわけでございます。お互いにこのことは心して、この選挙運動時間についても、私たちは現状に戻すべきだと思わなければならない。

立会演説会にいたしても、確かにこれは場所所によりましていろいろな違いがございませう。また、市長選挙や県知事選挙のように一対一で選挙をやるという場合には、この立会演説会というのは大変有効になるわけでございます。また、衆議院選挙でもこれが十二分に活用されているところはございませう。私は、費用をちょっと調べてみたわけでございますけれども、立会演説会一回やりまして、費用は五千円から、平均をいまして三万四千円くらいしかかからないわけでございます。金や時間が大変かかるものではないわけでございます。十二分にこれは残しておいていいのではないかと、より有効に使うことを考えていいのではないかと、あえて廃止をする理由はないのではないかと私は思わなければならぬ。どうぞそういう意味におきまして、日数なり運動時間なり、立会演説会をなくすということとは、投票率がますます下がっていくことに通じていくことを私は大変危惧しておるわけでございます。それから、あえてこれに踏み切らなければならぬより積極的な理由について、再度お伺いをしておきたいと思わなければならない。

四番目は、私は、選挙運動というのは一定のルールの中であるべく自由に行われるべきだと思わなければならない。その意味におきまして、なるべくお金がかからず、なおかつ有権者の方々と目と耳から十二分に接することができる選挙法というものを探さなければならない。たえば、第一に、政連カーと申します政連の政策宣伝をする車でございませうが、わが党の場合のように、衆議院で二百二十名、三十名の候補者を出すところでもわずかに三十台程度でございませう。四十七都道府県、百三十選挙区がある中で、候補者カーと、わずか三十台の政連の車しか走っていない。これでは余りにも有権者の方々に訴えるチャンスが少ないと私は思わなければならない。ひとつ政連カーをいまの倍くらいふやしてみたらどうでしょうか。

それから二番目に、政党の政策のPRの時間でございます。今度、参議院選挙でもやりましたけれども、こういった政党の政策をテレビを通じて国民の皆さん方に訴える、こういう選挙法を拡充してもいいのではないかと、思わなければならない。三番目には、個人ピラでございませうけれども、いまや政党機関紙の号外等は禁止をされておるわけでございます。証紙を張ります個人ピラのみでございます。いま定数掛ける二万枚ということになっておるわけでございますが、これでは当選に達するまでにピラが配れませぬ。ひとつこれにつきましても、たとえば三万枚掛ける定数というほどまでふやしてみたいと思わなければならない。それから戸別訪問でございませうけれども、これは私は、全部を直ちに解禁をすると思わなければならない。自民党さんの方が大変抵抗が強いと思わなければならない。ひとつこれは一定の人数、腕章をいたしまして、その方々のみが戸別訪問ができる、こういう新しい制度を設けていたらどうだろうかということをお伺いしたいと思わなければならない。

もう一つ申し上げたいかなければいかぬのは、地方選挙の公営の問題でございませう。これも地方議会のお金の関係ということでなかなか進みませんけれども、やはりこれも公選法の改正等によってこれを促進する方法というのは考えなければならないと思わなければならない。御意見を賜りたいと思

昭和五十八年十月四日 衆議院会議録第七号 公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐藤樹君の質疑

昭和五十八年十月四日 衆議院会議録第七号 公職選挙法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する佐藤鶴樹君の質疑

います。さて次に、いまの政治というのは大変金がかかるといふことが大変大きな問題になっているわけだ。政治あるいは徳の政治、ときには武士の時代には武力による政治という時代もあったわけですが、いまや金によるところの政治の支配という、こういう大変な事象になっている。そこで、私は、政治資金規正法の改正の問題について自洽大臣及び総理大臣にお伺いをしていきたいわけですが、いまの政治資金規正法というものは大変な抜け穴だらけでございまして、たとえば総量にいたしましても、もたらしたお金のうちを必ずしも完全に帳簿に載せなくても、これはチェックする機関がございせん。これをどこか

は改正をされましたけれども、そのときにも問題になりましたように、個人が指定団体に入る、入れた指定団体から個人がどれだけ引き出すかと、何をやるかとさっぱりわからないというものがこの制度でございまして、この保有金につきましても、五十七年度お届けになりましたのは自民党の中のただ一人という、心配していたとおりのことになっていくわけがございまして、この個人献金のあり方についても、登録のあり方についてもさらに検討を加えていく必要があると思っております。

あるいは大変盛んに行われています。パーティーでございませうけれども、これは必ずしも政治団体が行うというところではないものですから、発起人とかあるいは実行委員会方式になりますと、自治省に届けられている収支報告書というものは、行われたパーティーの約三分の一ぐらしか収支報告がなされてないというのが現状のようでございまして。果たしてこれで本当に国民の皆さん方が、あ政治は政治資金規正法の枠のもとできれいにやっていると申していただけるかどうかについて、私は大変疑問だと思っております。そういう意味では、いわばみなし規定などを設けて、このパーティー等についても申告をしなければならぬという方式に変えていくべきではないでしょうか。

それからまた、よく政治資金につきましては透明度というのを言われますけれども、百万円以下のことには表に出さなくていいということもございまして、私たちがよくいっているように、百万円以下の場合には透明度ゼロになるわけがございまして、これも制度的には大変おかしな制度でございまして、その意味では、せめて百万を五十万に少し減らしていく、なるべく公開できるようにやり方に変えていく必要があるのではないかと思っております。

あるいは個人献金につきましても、五十六年に

それから、政治資金規正法の附則八条に、個人献金への道をより一層五十五年以降考えるという附則がついていくわけがございまして、これも自治省が責任を持って何ら対処をしていくように見えます。その意味では、個人献金をより一層ふやしていくにはどういうふうにするべきかということも考えてみなければいかぬと思っております。「水清ければ魚すまふ」といふ言葉がございまして、いまのような現状をそのまま肯定して、果たして本当に政治の信頼が得られるかどうか、このことを皆さんと一緒に考えてみなければいかぬと思っております。(拍手)

あるいは個人献金につきましても、五十六年に

質問の六番目は、いま自民党の方では政党史の研究が進んでいるようがございまして、個人献金はなかなか少ないので、ひとつ政党史に対して常時資金援助をしようということでは政党史を研

究されているようがございませうけれども、確かに政党史というのは議会制度の中で大変重要な位置づけを持っていることは私も否定しません。ただ、いまのうちに、たとえば自民党さんの収入が申告されただけで二百二十六億、各派閥の申告を合わせますと、ほぼその半分の五十四億ばかりあるわけがございまして、政治資金と言われるものが全部で一千九十四億円、これは中央に届けられたものだけだ、地方に届けられたものはその約半分の六百七十億、こういうことでは、膨大な政治資金が使われている。これはそのままだとしておいて、そして今度は国から政党史に対して補助金をもらおうということについては……

最後に、恐らく中曽根総理からそういう答えは出てこないと思っております。昭和五十年には、三木内閣のときに選挙法の改正をし、定数は正や金のかからない選挙運動を実行いたしました。政治資金規正法も、不十分ではございませうけれども、量的な規制をする、こういうことをやってきたわけがございませうけれども、これだけ政治倫理や政治の浄化が言われているこの国会に、中曽根内閣としては、それでは政治浄化に対して一体何をしようとしているのか。

三木内閣のときの幹事長でございまして中曽根総理、三木内閣のときにやられたからいいのだ、これは済まないと思っております。中曽根内閣が政治浄化に対して一体後世に何をなし得るのか、残し得るのか、このことを、大変重要なロッキード判決があと八日に迫ったというこの段階で、どうぞ国民の皆さん方に納得のいただける回

答をひとつお示しをいただきますよう中曽根総理に最後の質問をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。 (拍手)

「内閣総理大臣中曽根康弘君登壇」
内閣総理大臣(中曽根康弘君) 佐藤議員にお答えをいたします。
まず、政治資金規正法の問題でございまして、確かに、時代の変化に相応しいとして、政治資金規正法は絶えず検討を加えていく必要があると思っております。

また、政党史の問題でございまして、現在、民主主義世界におきまして、政党史の役割りはきわめて重大であります。
特にわが国におきまして、参議院の比例代表制が施行されて以来、いわゆる政党史という形に選挙制度も色濃くなってきたわけがございませう。しかし、このような政党史の問題は、議会制民主主義の基本に係る問題でございまして、そう軽々に考へべき問題ではございませぬ。

したがって、特に参議院の比例代表制ができましたこの間の選挙の結果等を反省いたしました。党の皆様方に政党史というものについて、外国でどういうふうな扱っているか、わが国ではこれをいかに考へべきか、ぜひ検討して勉強してもらいたいということをお願いしてございまして、その研究の結果をお聞きしたいと思っております。

次に、国会議員や大臣の資産の公開の問題でございまして。
私は、個人といたしましては、公職につき、特に高い地位にいた者がその資産を公開するといふ考へ方には賛成でございませぬ。しかし、これを制度として強制するといふことは、ちょっと検討を要する問題があるのではないかと申します。与野党の場合、内閣大臣とか、あるいは幹事長とか、あるいは執行委員長とか、あるいは書記長とか、あるいは政調会長とか、さまざまな職種が官及び民にあるわけがございませぬ。そういうものに

昭和五十八年十月四日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

ういうやう方が今日では現実的であり、きわめて民主的な方法であらう、こういふふうには私もも考えているわけでございます。今後ともこの問題の重要性につきましてはそういう問題意識を持ってやっつけていきたい、こう思っております。(拍手)

○議長(福田一君) これにて質疑は終了いたしました。

午後一時四十七分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 中曾根康弘君
- 大蔵大臣 竹下 登君
- 厚生大臣 林 義郎君
- 運輸大臣 長谷川 峻君
- 郵政大臣 松垣徳太郎君
- 労働大臣 大野 明君
- 自治大臣 山本 幸雄君
- 国務大臣 梶木 又三君
- 国務大臣 丹羽 兵助君
- 国務大臣 安田 隆明君

○朗読を省略した議長の報告

(指名通知)

- 一、去る九月二十日、本院は、国土開発幹線自動車道建設審議会委員に衆議院議員井岡大治君を指名した旨内閣に通知した。
- 一、去る九月二十日、本院は、国土審議会委員に衆議院議員下平正二君を指名した旨内閣に通知した。
- 一、去る九月二十日、本院は、鉄道建設審議会委員に衆議院議員山口鶴男君を指名した旨内閣に通知した。

(委員推薦通知)

- 一、去る九月二十日、議長は、地方制度調査会委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。
- 細谷 治喜君 小川 省吾君
- 一、去る九月二十日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。
- (首都圏整備特別委員会) 竹内 猛君
- (要求書受領)
- 一、今日、内閣から、宇宙開発委員会委員に大塚茂君を任命したので、私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九條第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
- 一、今日、内閣から、公害健康被害補償不服審査会委員に林孝悌君及び首尾木一君を任命したので、公害健康被害補償法第百十三條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
- 一、今日、内閣から、日本銀行政策委員会委員に武田誠三君を任命したので、日本銀行法第十三條ノ四第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
- 一、今日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に高橋勝好君を任命したので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五條第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
- 一、今日、内閣から、運輸審議会委員に国島文彦君及び降矢敬雄君を任命したので、運輸省設置法第九條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。
- 一、今日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に大見正俊君、竹田弘太郎君及び榎哲夫君を任命したので、放送法第十六條第一項の規定

により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、日本電信電話公社経営委員会委員に横田郁君及び吉國一郎君を任命したので、日本電信電話公社法第十二條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、今日、内閣から、労働保険審査会委員に北村孝生君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七條第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(政府委員承認)

一、去る九月二十日、福田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百回国会政府委員に任命することを承認した。

- 内閣審議官 手塚 康夫
- 同 百崎 英
- 内閣総理大臣官房 佐藤 良正
- 地域改善対策室長 橋本 豊
- 内閣総理大臣官房総務審議官 吉田 忠明
- 臨時行政改革推進 佐々木晴夫
- 審議会事務局次長 林 淳司
- 日本国有鉄道再建監 大高 時男
- 理委員会事務局次長 高田 明雄
- 警察庁長官官房審議官 鈴木 良一
- 警察庁刑事局保安部長 竹村 晟
- 警察庁刑事局審議官 古橋源六郎
- 行政官房審議官 竹下 淳
- 北海道的開発庁計画監理官 丸茂 明則
- 行政官房審議官 星野 進保
- 経済企画庁総合計画局審議官 堀内 昭雄
- 科学技術庁長官官房審議官 長谷川憲重
- 環境庁企画調整 田中 暁
- 局環境保健部長
- 国土庁長官官房審議官

- 外務大臣官房審議官 恩田 宗
- 外務大臣官房外務参事官 山下新太郎
- 外務大臣官房領事移住部長 谷田 正躬
- 外務省経済局長 妹尾 正毅
- 大蔵大臣官房総務審議官 吉田 正輝
- 大蔵大臣官房審議官 川崎 正道
- 同 水野 勝
- 同 大山 綱明
- 同 行天 豊雄
- 大蔵省理財局次長 吉居 時哉
- 同 志賀 正典
- 同 佐藤 光夫
- 大蔵省国際金融局長 齊藤 尚夫
- 文部大臣官房審議官 小林 功典
- 厚生大臣官房審議官 古賀 章介
- 官兼内閣審議官 北郷 勲夫
- 厚生大臣官房審議官 下村 健
- 同 水田 努
- 同 厚生省公衆衛生 局老人保健部長 塚田 実
- 農林水産大臣官房審議官 田中 宏尚
- 同 中野 賢一
- 同 通商産業大臣官房審議官 棚橋 祐治
- 同 山田 勝久
- 同 村岡 茂生
- 同 児玉 幸治
- 通商産業省通商政策局長 松田 泰
- 同 通商産業省機械 情報産業局長 西村 康雄
- 同 資源エネルギー庁 長官官房審議官 西村 英一
- 運輸大臣官房総務審議官 西村 康雄
- 運輸大臣官房観光部長 西村 英一
- 運輸省鉄道監督 局局長 棚橋 泰
- 運輸省航空局長 栗林 貞一
- 郵政大臣官房総務審議官 高橋 幸男
- 労働大臣官房審議官 平賀 俊行
- 労働省職業安定局 高齡者対策部長 守屋 孝一

建設大臣官房総務審議官 吉田 公二

自治大臣官房審議官 金子 清

同 津田 正

同 吉住 俊彦

自治省行政局公務員部長 坂 弘二

自治省行政局選挙部長 岩田 脩

一、去る九月二十二日、福田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百回国会政府委員に任命することを承認した。

中小企業庁計画部長 鈴木 直道

一、昨日、福田議長は、中曾根内閣総理大臣申し出の次の者を、第百回国会政府委員に任命することを承認した。

文化庁次長 加戸 守行

(政府委員任命)

一、去る九月二十日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、二十日議長において承認した手塚康夫外五十六名を、同日第百回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る九月二十二日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、二十二日議長において承認した鈴木直道を、同日第百回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る九月二十四日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、八日議長において承認した愛川重義を、二十四日第百回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、十三日議長において承認した加戸守行を、同日第百回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、去る一日、中曾根内閣総理大臣から福田議長あて、第百回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 官職名 年月日

文化庁次長 浦山 太郎 (退職) 昭五九・九・三

(必召議員)

一、去る九月二十六日、召集に応じた議員は次のとおりである。

岐阜県第二区選出 橋 兼次郎君

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る九月二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

池田 行彦君

上草 義輝君

狩野 明男君

栗原 祐幸君

砂田 重民君

砂田 重民君

根本龍太郎君

外務委員

辞任

不破 哲三君

大蔵委員

辞任

矢野 絢也君

科学技術委員

辞任

林 保夫君

竹本 孫一君

金子 満広君

予算委員

辞任

栗原 祐幸君

砂田 重民君

根本龍太郎君

竹本 孫一君

補欠

栗原 祐幸君

根本龍太郎君

砂田 重民君

池田 行彦君

狩野 明男君

上草 義輝君

中路 雅弘君

補欠

正木 良明君

竹本 孫一君

林 保夫君

山原健二郎君

今井 勇君

谷 洋一君

近藤 元次君

岡田 正勝君

岡田 正勝君

岡田 正勝君

岡田 正勝君

岡田 正勝君

岡田 正勝君

岡田 正勝君

岡田 正勝君

岡田 正勝君

中路 雅弘君

今井 勇君

近藤 元次君

谷 洋一君

正木 良明君

岡田 正勝君

正森 成二君

松本 善明君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

川本 敏美君

上坂 昇君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

塚田 庄平君

稲葉 誠一君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

沢田 広君

阿部 助哉君

塚田 庄平君

津島 雄二君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

白川 勝彦君

柳沢 伯夫君

昭和五十八年十月四日 衆議院会議録第七号 朗読を省略した議長の報告

昭和五十八年十月四日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

予算委員

平沼 赳夫君	玉沢徳一郎君
柳沢 伯夫君	植竹 繁雄君
塚田 庄平君	沢田 広君
権竹 繁雄君	柳沢 伯夫君
玉沢徳一郎君	平沼 赳夫君
津島 雄二君	笹山 登生君
沢田 広君	塚田 庄平君

特別委員選任

一、去る九月二十日、議長において、次のとおり特別委員を指名した。

足立 篤郎君	愛野興一郎君
稻村佐近四郎君	今井 勇君
江藤 隆美君	小里 貞利君
大村 襄治君	海部 俊樹君
片岡 清一君	金丸 信君
亀井 善之君	澁谷 直藏君
田中 龍夫君	谷 洋一君
津島 雄二君	中村 靖君
西岡 武夫君	橋本龍太郎君
原田昇左右君	保利 耕輔君
三塚 博君	宮崎 茂一君
村田敬次郎君	後藤 茂君
沢田 広君	細谷 治嘉君

補欠

塚田 庄平君
沢田 広君

特別委員長互選

一、去る九月二十日、行政改革に関する特別委員会において、委員長互選の結果、次のとおり当選した。

森井 忠良君	矢山 有作君
安井 吉典君	湯山 勇君
渡部 行雄君	草川 昭三君
鈴木 康雄君	正木 良明君
岡田 正勝君	吉田 之久君
和田 一仁君	中路 雅弘君
三浦 久君	小杉 隆君

理事

江藤 隆美君	海部 俊樹君
津島 雄二君	三塚 博君
細谷 治嘉君	矢山 有作君
正木 良明君	吉田 之久君

特別委員選任及び補欠選任

一、去る九月二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

辞任

山口 鶴男君	小野 信一君
山本 幸一君	榎野 泰二君

補欠

行政改革に関する特別委員

辞任

後藤 茂君	城地 豊司君
城地 豊司君	後藤 茂君

一、去る九月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

後藤 茂君	清水 勇君
清水 勇君	後藤 茂君

一、去る九月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

谷 洋一君	島村 宜伸君
島村 宜伸君	谷 洋一君

一、去る九月三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

足立 篤郎君	小澤 潔君
愛野興一郎君	植竹 繁雄君
村田敬次郎君	玉沢徳一郎君
植竹 繁雄君	愛野興一郎君
小澤 潔君	足立 篤郎君

補欠

公聴会開会承認

一、行政改革に関する特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る九月二十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

(第九十八回国会、内閣提出)

国家行政組織法の一部分を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

(内閣提出)

総務庁設置法案(内閣提出)

総務府設置法の一部を改正する等の法律案

(内閣提出)

総務庁設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出)

一、意見を聞こうとする問題

国家行政組織法の一部を改正する法律案、

国家行政組織法の一部を改正する法律の施

行政改革に関する特別委員

辞任

後藤 茂君	城地 豊司君
城地 豊司君	後藤 茂君

一、去る九月二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

後藤 茂君	清水 勇君
清水 勇君	後藤 茂君

一、去る九月二十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

谷 洋一君	島村 宜伸君
島村 宜伸君	谷 洋一君

一、去る九月三十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

行政改革に関する特別委員

辞任

足立 篤郎君	小澤 潔君
愛野興一郎君	植竹 繁雄君
村田敬次郎君	玉沢徳一郎君
植竹 繁雄君	愛野興一郎君
小澤 潔君	足立 篤郎君

補欠

公聴会開会承認

一、行政改革に関する特別委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る九月二十九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

国家行政組織法の一部を改正する法律案

(第九十八回国会、内閣提出)

国家行政組織法の一部分を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

(内閣提出)

総務庁設置法案(内閣提出)

総務府設置法の一部を改正する等の法律案

(内閣提出)

総務庁設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)

行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出)

一、意見を聞こうとする問題

国家行政組織法の一部を改正する法律案、

国家行政組織法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、総務庁設置法案、総理府設置法の一部を改正する等の法律案、総務庁設置法等の一部を改正する法律案及び行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求め。

昭和五十八年九月二十九日

行政改革に関する特別委員長 金丸 信

衆議院議長 福田 一殿

(議案提出)

一、去る九月二十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(天野公義君外七名提出)

一、去る九月二十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る九月二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号) 大蔵委員会 付託

国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提

出第一号)

総務庁設置法案(内閣提出第二号)
総理府設置法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第三号)

総務庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)
行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律案(内閣提出第五号)

以上五件 行政改革に関する特別委員会 付託

(議案付託替え)

一、去る九月八日、内閣委員会に付託した国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第九十八回国会閣法第三十九号)は、去る九月二十日これを行政改革に関する特別委員会に付託替えした。

(調査要求承認)

一、大蔵委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九月二十七日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、国の会計に関する事項
- 二、税制に関する事項
- 三、関税に関する事項
- 四、金融に関する事項
- 五、証券取引に関する事項
- 六、外国為替に関する事項

七、国有財産に関する事項

八、専売事業に関する事項
九、印刷事業に関する事項
十、造幣事業に関する事項

二、調査の目的
右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十八年九月二十七日

大蔵委員長 森 美秀

衆議院議長 福田 一殿

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る九月二十九日これを承認した。

国政調査承認要求書

- 一、調査する事項
- 一、厚生関係の基本施策に関する事項
- 二、労働関係の基本施策に関する事項
- 三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項
- 四、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和五十八年九月二十九日

社会労働委員長 稻村 利幸

衆議院議長 福田 一殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

- 一、歳入歳出の実況に関する事項
- 二、国有財産の増減及び現況に関する事項
- 三、政府関係機関の経理に関する事項
- 四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項
- 五、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的
決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等
四、調査の期間
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。
昭和五十八年九月二十九日

決算委員長 古屋 亨

衆議院議長 福田 一殿

(質問書提出)

一、去る九月二十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖繩における米軍占領期の民政府関係文書並びに外交文書の公開に関する質問主意書(瀬長亀次郎君提出)

一、去る九月二十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京―八王子線の道路促進に関する質問主意書(小沢貞孝君提出)

神戸精糖株式会社との労使紛争に関する質問主意書(河上民雄君提出)

一、去る九月二十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

私鉄運賃値上げに関する質問主意書(四ツ谷光子君外一名提出)

一、去る九月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日米農産物交渉に関する質問主意書(寺前巖君外二名提出)

一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

幼稚園の障害児受け入れに対する国の助成措置等に関する質問主意書(瀬長亀次郎君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る九月二十七日、内閣から、衆議院議員瀬長亀次郎君提出沖繩における米軍占領期の民政府関係文書並びに外交文書の公開に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十八年十月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和五十八年九月二十日
内閣総理大臣 中曾根康弘

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

理由
国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、その出資の額の増額に應ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「二十四億八千八百五十万特別引出権」を「四十二億二千三百三十万特別引出権」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

が増額されることとなるのに伴い、その出資の額の増額に應ずるための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

政府は、国際通貨基金に対し、四十二億二千三百三十万特別引出権(SDR)に相当する金額(現行は二十四億八千八百五十万特別引出権に相当する金額)の範囲内において、出資することとすることができる。

(注) 本改正により新たに出資される額は、十七億三千四百八十万特別引出権(約四千四百六十九億円)である。

二 議案の可決理由

現下の国際金融情勢等にかんがみ、我が国が、国際通貨基金の資金基盤を強化するための一般増資に応じ、追加出資を行うための措置を講ずることとする本案は、適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行い出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による四億三千八百三十七万七千特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

昭和五十八年九月三十日

大蔵委員長 森 美秀

衆議院議長 福田 一殿

〔別紙〕

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一 国際通貨基金が、本来の設立目的に即し、世界経済の健全な発展と安定した国際経済秩序の形成をめざして、通貨に関する国際協力の促進などの活動を推進するよう努めること。

二 開発途上国の累積債務が深刻さを加えていることにかんがみ、その打開のために、我が国が国際的に開発途上国の経済運営を円滑ならしめるよう、積極的に努力すること。

三 国際通貨基金及び国際復興開発銀行の果たすべき役割の重要性にかんがみ、その増資に当たっては、最近における加盟国の経済の実態を十分反映したものとなるよう努め、その運営にも積極的に貢献すること。

衆議院会議録第六号中正誤

八〇 改行 誤

九二〇 次、

九二六 末末 意議ある

九二七 末七 意議ある

三 一 三 通塞状態

正

次は、

意議ある

通塞状態

昭和五十八年十月四日 衆議院会議録第七号 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

昭和五十八年十月四日 衆議院會議録第七号

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五二四三(大代)
〒 105

一定価一部
一〇円部